

# 監 査 告 示

苫小牧港管理組合監査委員告示第1号

## 令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

令和7年度苫小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和8年6月8日付けで苫小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年6月26日

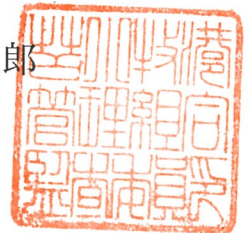
苫小牧港管理組合監査委員

北 村 英 典



苫小牧港管理組合監査委員

神 山 哲 太 郎



苫港総第 231 号  
令和 8 年 6 月 8 日

苫小牧港管理組合  
監査委員 北村 英則 様  
監査委員 神山 哲太郎 様

苫小牧港管理組合  
管理者 苫小牧市長 金澤 俊



令和 7 年度定期監査に対する措置について (通知)

令和 7 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1)	定期監査	
	自動販売機設置に係る、行政財産の目的外使用（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用をいう。）の使用料に関し、苫小牧港管理組合公有財産規則（昭和 40 年 7 月 1 日規則第 3 号）第 2 条において準用する苫小牧市公有財産規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 24 条において準用する第 28 条の規定により、当該使用料に加算する電気料金について、算定金額の端数処理誤りにより、過少に請求しているものがあつた。	過少請求が確認された 3 者に対して、地方自治法における公債権の時効（5 年）を考慮し、令和 3 年 1 月から令和 7 年 3 月分までを追加徴収した。併せて、電気料金算定シートの計算式を見直し、統一様式を使用することで、同様の算定誤りが生じないように防止策を講じた。
(2)	財政援助団体等の事務	
ア	苫小牧港利用促進協議会の一般会計決算において、事業収入である「苫小牧港セミナー in 東京 2024」の会費を事業収入として計上せず、支出から同額を差し引く形で処理しているものが見られた。これは、会計収支を相殺したものであり、地方自治法第 210 条の総計予算主義の趣旨に反する不適切な事務処理である。	苫小牧港利用促進協議会事務局において指摘事項を共有し、再発防止に努めるよう周知した。また、令和 8 年 6 月に開催した令和 8 年度苫小牧港利用促進協議会理事会において、指摘事項の報告を行った。